

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当会の取組みについて

2018年8月30日
広島県信用漁業協同組合連合会

当会では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおり本会貯金口座に係るA T Mでのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、A T M操作に不慣れなご高齢の方をA T Mに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

満70歳以上の個人のお客さまで、過去1年以上、本会貯金口座でのA T Mお取引がない方（判定日は当会所定の時期とします。）

2. 利用制限について

上記1. に該当するお客さまは、J F マリンバンクキャッシュカードまたは通帳を利用した1日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」を200,000円に制限させていただきます。

3. 利用制限の開始日

2018年10月1日（月）

4. その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のある店舗窓口までお申し出ください。

以 上

<本件に関するお問い合わせ>
広島県信用漁業協同組合連合会
TEL : 082-247-2301
またはお取引店まで